別紙様式第15号の3（第137条の16第1項関係）（平20内府令79・追加、平26内府令31・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

外国銀行代理業務に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

住　所
信用金庫連合会名
理事長氏　名

（記載上の注意）

1　本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

2　信用金庫法施行規則第53条の3第1項の認可申請書又は信用金庫法第87条第1項第6号の規定及び第100条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「理事長氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1　届出年月日

2　外国銀行代理業務の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における外国銀行代理業務（信用金庫法第54条の2第1項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の経過及び成果を記載すること。

3　所属外国銀行

所属外国銀行名		外国銀行代理業務の内容
	委託契約年月日	

（記載上の注意）

1　「所属外国銀行名」欄は、当期末現在における所属外国銀行（信用金庫法第54条の2第1項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号を記載すること。

2　「外国銀行代理業務の内容」欄は、所属外国銀行のために行う外国銀行代理業務の内容を記載すること。

4　役職員の状況

	役　員		職　員	計
		うち非常勤		
総　数	名	名	名	名

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における外国銀行代理業務に従事する役員及び職員につい

て記載すること。

2　「職員」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5　事務所の状況

名　　称	所　在　地	職　員	所属外国銀行名	外国銀行代理業務の内容

(記載上の注意)

1　「所属外国銀行名」欄及び「外国銀行代理業務の内容」欄は事務所において複数の所属外国銀行のために外国銀行代理業務を行うときは、当該所属外国銀行ごとに記載すること。

2　適宜地区別に区分して記載すること。

6　外国銀行代理業務の実施状況

(1)　預金関係

①代理　　(単位：千円、件)

所属外国銀行名	流動性預金		うち当座預金		定期性預金		合　計（その他を含む。）	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合　　計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を所属外国銀行ごとに記載すること。

②媒介　　(単位：件)

所属外国銀行名	流動性預金	うち当座預金	定期性預金	合　計（その他を含む。）
	件　数	件　　数	件　数	件　　数
合　　計				

（記載上の注意）

「件数」欄は、預金又は定期積金等（銀行法第２条第４項に規定する定期積金等をいう。）の受入れを内容とする契約の締結の媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を所属外国銀行ごとに記載すること。

⑵　貸出金関係

①代理　　（単位：千円、件）

所属外国銀行名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合計	
	件数	残高	件数	残高	件数	残高
合計						

（記載上の注意）

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属外国銀行ごとに記載すること。

②媒介　　（単位：千円、件）

所属外国銀行名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合計	
	件数	媒介額	件数	媒介額	件数	媒介額
合計						

（記載上の注意）

１　当期中における資金の貸付けを内容とする契約の締結の媒介行為を行つた件数及び媒介額を所属外国銀行ごとに記載すること。

２　「件数」欄は、媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を記載すること。

３　「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至つたものの契約時の貸付けの金額を記載すること。

⑶　為替取引関係　　（単位：件）

所属外国銀行名	代理	媒介

合　　計		

（記載上の注意）

1　「代理」欄は、当期中における為替取引を内容とする契約の締結の代理行為を行つた契約件数を記載すること。

2　「媒介」欄は、当期中における為替取引を内容とする契約の締結の媒介行為を行つた契約件数を記載すること。

(4)　付随業務関係　　（単位：件）

所属外国銀行名	付随業務の内容	代　　理	媒　　介
合　　計			

（記載上の注意）

1　「付随業務の内容」欄は、当期中にその契約の締結の代理又は媒介を行つた銀行法第10条第２項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第８号及び第８号の２を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の内容を記載すること。

2　「代理」欄は、当期中における銀行法第10条第２項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第８号及び第８号の２を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に係る契約の締結の代理行為を行つた契約件数を記載すること。

3　「媒介」欄は、当期中における銀行法第10条第２項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第８号及び第８号の２を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に係る契約の締結の媒介行為を行つた契約件数を記載すること。

(5)　手数料の状況　　（単位：千円）

所属外国銀行名	手　　数　　料
合　　計	

（記載上の注意）

「手数料」欄は、当期中に所属外国銀行から得た外国銀行代理業務に係る手数料の金額を記載すること。